

令和6年度「大阪 I R（統合型リゾート）説明会」（第4回） アンケートによる質問について

●受付件数 3件

	質問	回答
1	物価高がこれからも起こる中、入場料を払ってまで来客を見込めるのか。	I Rは、民設民営事業として、MGM・オリックスの中核企業2社に加えて、大阪・関西を中心とした企業22社が自らの出資や金融機関からの借入れにより資金調達を行い、リスクを負って1兆円を超える投資を行うものであり、事業計画の立案にあたっては、慎重に検討・精査されているものと認識しています。 来訪者数等の効果推計については、I R事業者において、人口統計や訪日外客統計等の統計情報、既存のI R施設や近畿圏及び日本国内にある集客施設等の実績・知見等を踏まえて推計されており、また、それらの来場者数を踏まえて売上等が見込まれているものです。 また、借入については、返済原資を当該プロジェクトから生み出される収益・キャッシュフローと当該プロジェクト資産に限定する、プロジェクトファイナンスによる借入を予定しており、事業者においては、金融機関の厳しい審査を経て、金融機関との融資契約を締結しています。 加えて、シンガポールのI Rとの概括的な比較においても、大阪の方が、域外からの旅行者数や後背圏の規模が大きく、高い需要のポテンシャルを有するものと考えています。 これらを総合的に勘案すると、実現性のある相応の計画であると認識していますが、事業の進捗に合わせて、事業者と引き続き精緻化を図っていくとともに、各I R施設やコンテンツの魅力の維持・向上に取り組むなど、その推計値の実現に向けた取組みを着実に進めていきます。
2	議会に於いて維新が過半数を割っても、国との協議により府市はI R事業を進めていくのでしょうか？	I Rは、長期にわたる継続的・安定的な事業実施が前提であることなどから、事業期間を35年間の設定としています。 I R整備法では、I R事業の着実な実施を一定期間ごとに確認するため、区域整備計画の更新制度が設けられており、認定から当初10年、その後は5年毎に区域整備計画の更新申請を行う必要があり、更新申請に際しては、当初認定申請時と同様に議会の議決を経なければならないとされています。

3	このままこの事業をすすめて市民・府民の不利益がおきたら、どのように、どこが責任をとってくれるのでしょうか？	I Rについては、区域整備計画案を作成し、議会の議決を得て国から区域整備計画の認定を受けたものです。 大阪 I R は、35 年間の長期間にわたる事業であり、安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、事業者によるセルフモニタリング、府市によるモニタリング、事業の評価・助言等を行う I R 事業評価委員会の設置などにより、モニタリングスキームを構築し、本事業が適切かつ確実に遂行される体制を確保しています。 また、国においては、I R 整備法において、毎年度、区域整備計画の実施の状況について評価を行うとともに、I R 事業全体の財務の健全性及び公益性確保のため、業務ごとの区分経理、監査人等による監査、財務報告書等の提出など、カジノ事業を含む I R 事業に関する規制の枠組みが設けられているところです。 大阪府・市が構築したモニタリングスキーム、及び I R 整備法に基づく国の規制に基づき、適切かつ継続的にモニタリングを実施することにより、I R 事業の確実性や継続性を高めていきます。
---	--	--